

平成九年四月八日提出  
質問第一四号

競輪の場外車券場設置許可に関する質問主意書

提出者 海江田万里

## 競輪の場外車券場設置許可に関する質問主意書

競輪の場外車券場設置許可に関して、次の事項について質問する。

(1) 通産省は、沖縄、静岡、茨城など、全国で反対運動があるにもかかわらず、その外郭団体である自転車振興会を通じて全国に競輪の場外車券場を設置しようとしているが、その目的は何か。

(2) 自転車競技法四条一項によると、場外車券場の設置について通産大臣の許可が必要となっているが、その理由は何か。

(3) 設置許可の手続きについて、その担当する機関、手続きの内容、許可がおきるまでの平均日数はどれくらいか。

(4) 都市型第一号として計画されているサテライト新橋の設置許可申請について、いつ申請があり、いつ許可されたのか。

(5) サテライト新橋の設置許可申請受理から許可がおきるまで三日間といわれているが、それだけの期間できちんとした審査はできたのか。

(6) サテライト新橋の設置許可にあたり事前審査がなされていたというが、その内容はどんなものなの

か明らかにしてほしい。

(7) 通産省機械情報産業局長が平成八年一〇月中旬に、現地の実地調査を特例で行っているという事実はあるか。あるとすれば何故行ったか。

(8) 昭和五七年の車両競技審議会の答申で、「場外車券場の設置については、当該設置箇所市区町村長の同意が得られるなど地域社会との調整が十分に行われることが必要である」となっているが、サテライト新橋の件は、賛成反対双方の請願を現在も審議中になっている。地元区議会や区長の意向がはっきりしていないにもかかわらず設置の許可がおりたのはなぜか。

(9) サテライト新橋については地元調整の資料となる施行者と地元市町村との間の協定はどのようなになっているか明らかにしてほしい。

(10) 大阪市浪速区では、同様の施設・建物ができているにもかかわらず、地元大阪市の反対により設置許可がおりていないというのはどういう理由があるのか。自転車振興会の場外推進室と設置予定者との事前審査の議事録から明らかにしてほしい。

(11) 通産省が自転車振興会を通じて使っている補助金の使途を明らかにしてほしい。

右質問する。